

市民会館跡地エリア活用ワークショップ業務委託に係るプロポーザル 実施要項（公募型）

1 趣旨

茨木市市民会館跡地エリア活用基本構想におけるキーコンセプト「育てる広場」の実現に向け、施設面と広場面の2つのアプローチでワークショップを行い、今年度策定する基本計画への市民意見の反映を行うとともに、芝生を使った社会実験を行うことで、参加意識の醸成と完成後の広場活用に向けたイメージの共有化を図る。

市民会館跡地エリア活用ワークショップ業務委託の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する技術者・担当者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

市民会館跡地エリア活用ワークショップ業務委託

(2) 業務の目的

ワークショップで得た市民意見等を基本計画に反映するとともに、芝生を使った社会実験を行い、参加意識の醸成と完成後の芝生広場活用に向けたイメージの共有化を図るために実施するものである。

なお、基本計画策定は本業務委託の業務範囲ではない。

(3) 業務内容

ア ワークショップの実施

- ・施設編、広場編のワークショップの企画・運営（各2回程度）
- ・ワークショップ開催に関する広報・PR支援
- ・意見集約、分析、課題整理
- ・電子成果品作成（ワークショップ結果報告書 1部）

イ 広場活用社会実験の実施

- ・社会実験の企画・運営
- ・社会実験の準備（カフェ小屋等設営、設備レンタル、各種消耗品、デッキ、サイン表示等）
- ・参加者募集、広報、PR支援
- ・芝生化（300㎡程度、芝貼り・撤去をワークショップで行う）
- ・意見集約、分析、課題整理
- ・電子成果品作成（社会実験結果報告書 1部）

(4) 業務期間

平成30年4月2日から平成31年3月31日まで

【参考】実施スケジュール（案）

平成30年5月～7月 施設、広場ワークショップ 各2回程度

平成30年8月下旬～9月上旬 社会実験広場設営等（芝敷きWS等）

平成30年9月中旬～11月中旬 社会実験実施

平成30年11月下旬 芝生撤去（芝剥がしWS等）

3 当該業務の予算額等

9,936,000円（税込）※予算要求額

提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

なお、今回のプロポーザルの実施は、新年度予算の事前準備行為であり、市議会の予算議決を要するため、議決が得られた後に契約を締結するものとする。議決が得られなかったときは、このプロポーザルの実施は無効とする。これに対して損害を与えることがあっても、本市は損害の責めを負わないものとする。

4 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

(1) 別添「物品等入札参加資格審査申請書等」を提出すること。契約候補者となった者のみ、本市の入札参加資格者名簿に登載するものとする。ただし、本市の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格者名簿に既に登載されているものについてはこの限りでない。

(2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

6 説明会

(1) 開催日時：平成30年3月7日（水）

午後1時から午後2時まで

(2) 開催場所：茨木市役所 本館6階 契約検査課入札室

※ 説明会に参加しなかった者の本プロポーザルへの参加は認めない。

7 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式1号）に質問事項、会社名、FAX番号・担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メールまたはFAXで政策企画課宛に送信すること。

提出期限：平成30年3月9日（金）午後5時まで（必着）

提出先：茨木市 企画財政部政策企画課

E-mail：kikaku@city.ibaraki.lg.jp

又は

FAX 072-623-3025

※ 電子メールまたはFAX以外の方法による質問は受け付けない。

- (2) 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日に本市ホームページに掲載する。

回答日：随時

掲載場所：茨木市HP 政策企画課のページ

<http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kikaku/kikaku/menu/oshirase/index.html>

8 参加申込及び資格審査

- (1) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」（様式2号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

① 業務実績調書（様式3号）

② 業務実施体制調書（様式4号）

イ 提出先：茨木市企画財政部政策企画課（茨木市役所本館3階）

ウ 提出期限：平成30年3月12日（月）午後5時まで

エ 提出方法：持参による（持参以外の提出方法は認めない。）

- (2) 資格審査 平成30年3月13日（火）予定

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、事務局において、参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により審査し、その結果を「参加資格審査結果通知書」（様式5号）により3月14日（水）までに参加希望者に通知するものとする。審査により候補者とならなかった提案者は、通知日より起算して5日以内に審査結果について、説明を求めることができるものとする。

- (3) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が、参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届（様式6号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、企画提案書の提出期限ま

で政策企画課へ提出すること。

9 企画提案書等の作成及び提出

(1) 企画提案書の作成

事務局による資格審査により、参加資格を有すると認められた参加者（以下「参加者」という。）は、仕様書及び説明会での説明等に基づき、最適な提案を企画提案書等により行うものとする。

企画提案は、1者につき1件とし、以下の書類を提出すること。

なお、企画提案書等に記載された内容については、下記イ参考見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

(2) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式、A4サイズ縦）

次の提案課題ごとにわかりやすく、かつ簡潔に記載すること。

【提案課題】

- ①ワークショップ（施設編、広場編）実施における企画提案
- ②広場活用社会実験実施における企画提案
- ③ワークショップ及び社会実験の作業スケジュール
- ④業務の実施方針、取組体制、スタッフの特徴、その他本業務を実施するに当たって配慮すべき事項及びPRしたいことについて

イ 参考見積書（様式7号）及び内訳書（任意様式）

受託希望の金額を記入すること。なお、受託候補者については提案内容の調整を行った後、再度見積を徴収する。

(3) 資料記載上の留意事項

上記9(2)ア、イの副本には、企業名を入れないこと。

(4) 提出方法等

- ア 提出期限：平成30年3月19日（月）午後5時まで（厳守）
- イ 提出場所：茨木市役所 本館3階 企画財政部政策企画課事務室
- ウ 提出方法：持参に限る
- エ 提出部数
正本1部
副本10部

(5) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容について、市が企画提案書等を提出した参加者（以下「提案者」という。）に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた提案者は速やかに市に対して回答すること。

10 審査方法

審査方法は、次に示すとおりとする。

(1) 第1次審査（書類審査）3月20日（火）予定

提出された業務実績調書等内容及び提案額（参考見積書）を下記11(1) 書類による事務局審査で示す審査基準に基づいて審査し、評価の高い提案者から順に5者程度を第1次審査の通過者とする。

なお、参加者が5者に満たない場合においても同様に審査を行う。

また、第1次審査結果については、「プロポーザル第1次審査結果通知書」（様式8号）により3月22日（木）までに通知する。

(2) 第2次審査（プレゼンテーションによる委員審査）3月27日（火）予定

第1次審査の通過者に対し、企画提案についてのプレゼンテーションによる審査を実施し、審査基準に基づいて評価するとともに、プレゼンテーションの内容による点数を加算し、最も優れた提案者を候補者として決定するものとする。

ア プレゼンテーションは、提案者が事前に提出した企画提案書等を使用して約15分間で行うこととし、資料の差し替え、追加は認めない。

イ プレゼンテーションに必要な機器等は、提案者が用意すること。ただし、プロジェクターは、市で用意する。

ウ プレゼンテーションの説明者は、想定する業務の主たる担当者とし、補助者を含めて3人以内とする。

エ プレゼンテーションの方法、持ち時間等詳細については、第1次審査の通過者に対し別途通知する。

(3) 第2次審査結果の通知

ア 結果通知

審査の結果は、平成30年3月29日（木）以降に当該審査を行った全者に対し、プロポーザル審査結果通知書（様式9号）により郵送で通知する。

② 結果に対する問合せ

審査により候補者とならなかった提案者は、通知日より起算して5日以内に審査結果について、説明を求めることができるものとする。

11 審査基準及び配点

審査基準及び配点は以下のとおりとする。

(1) 審査基準

＜書類による事務局審査＞

| 審査基準 | 審査内容 | 配点 |
|----------------|---|----|
| 業務実績調書 等内容 | 担当者の人員配置や業務体制など、実施事業のための十分な体制が取れているか。 | 40 |
| 提案額（参考 見積額） | 業務内容に見合った適正な見積となっているか。 (最低見積金額/見積金額) × 40点 | 40 |
| 合計 | | 80 |

＜プレゼンテーションによる委員審査＞（配点は委員1人あたり）

| 審査基準 | 審査内容 | 配点 | |
|---------------|-----------------------------------|--|----|
| 企画 提案 書 | 独自性・ 独創性 | 本市について、十分な関心と知識を持ち、特性や課題を踏まえた提案がなされているか。また、仕様書に示された事項以外に、独自の視点から本市にとって有益な提案がなされているか。 | 10 |
| | 基本構想 のコンセ プトを踏 まえた視 点 | ワークショップ及び社会実験の前提となる基本構想について十分に理解し、跡地エリア活用におけるキーコンセプトの「育てる広場」の実現に向け、参加・出会いにつなげることを意識した提案がなされているか。 | 10 |
| | 基本計画 への反映 の視点 | 基本計画への市民の意見を反映する仕組み等の提案がなされているか。 | 10 |
| | 提案の実 現性 | 理論的で実現性の高い提案がなされているか。また、スケジュール・実施体制等、実現可能な提案がなされているか。 | 10 |
| 合計 | | 40 | |

(2) 配点

- ①事務局審査 80点
- ②委員審査 320点 (40点×8委員)
- ①と②の合計400点とする。

12 候補者の決定

候補者は、別紙採点基準により選定会議において採点し、次の方法により決定する。

- (1) 選定会議の委員の審査結果により、評価点が最高点の提案者を候補者とする。
- (2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち、提案額が最も安価な提案者を候補者とする。
- (3) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額の場合、「基本構想のコンセプトを踏まえた視点」と「基本計画への反映の視点」の合計点が高い提案者を候補者とする。
- (4) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額かつ、「基本構想のコンセプトを踏まえた視点」と「基本計画への反映の視点」の合計点が同点の場合、くじにより候補者を決定する。
- (5) 提案者が1者のみであった場合は、審査を行い評価点が240点以上であった場合に候補者とする。
- (6) 審査の結果、評価の合計点数が240点以上に達した事業者がない場合は、適格者なしとする場合がある。

13 候補者との契約締結協議

(1) 仕様等の確定

本市は、候補者と契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をもって当該候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。

この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て仕様書に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

(2) 契約金額

契約金額は原則として、企画提案時に提出した提案額（参考見積額）を超えないこととする。

ただし、担当課との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。

(3) 契約書

契約書は、本市が作成したものを使用するものとする。

14 情報公開

選定の過程及び評価結果、契約締結等に関する情報公開又は情報提供については、茨木市情報公開条例又は茨木市情報提供の実施に関する要綱の規定に基づいて対応する。

15 日程

| | |
|--------------------|--|
| 説明会（仕様） | 平成30年3月7日（水）午後1時から午後2時 |
| 質問受付締切 | 平成30年3月9日（金）午後5時まで |
| 質問に対する回答 | 随時 |
| 参加申込期間 | 平成30年3月7日（水）午前9時から 平成30年3月12日（月）午後5時まで ※ 土日、祝日を除き各日とも午前9時から 午後5時までとする。 |
| 参加資格審査 | 平成30年3月13日（火） |
| 参加資格結果通知 | 平成30年3月14日（水） |
| 企画提案書等受付締切 | 平成30年3月19日（月）午後5時まで |
| 第1次審査（書類審査） | 平成30年3月20日（火） |
| 第1次審査結果及び第2次審査実施通知 | 平成30年3月22日（木） |
| 第2次審査（委員審査） | 平成30年3月27日（火）午後（予定） |
| 第2次審査結果通知 | 平成30年3月29日（木）（予定） |
| 契約締結・業務開始 | 平成30年4月2日（月）（予定） |

16 その他

- (1) 参加者が1者のみであった場合においても、本プロポーザルを実施する。
- (2) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 本業務に係る説明会に出席しなかった者
 - イ 提案方法、提出先、提出期限に適合していないもの
 - ウ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
 - エ 提案額（参考見積額）が予算額を超過した場合
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類への虚偽記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合は、提出書類を無効とすると共に、指名停止措置を行う場合がある。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、参加希望者の負担とする。

17 担当部署

茨木市 企画財政部政策企画課 担当 向田・川嶋
TEL 072-620-1605（直通）
FAX 072-623-3025
E-mail : kikaku@city.ibaraki.lg.jp